

議案第 81 号

岩倉市下水道条例の一部改正について

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例

岩倉市下水道条例（平成6年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。